

民事執行法の改正により入札時に  
次の書面の提出が必要になりました。



暴力団員等に  
該当しない旨の

## 陳述書

入札する日において発行後3か月以内の

## 住民票 資格証明書

(個人の場合)

(法人の場合)

## 宅地建物取引業の免許証のコピー

(宅地建物取引業者の場合)

※入札時に、入札書ごとに陳述書、住民票・資格証明書を提出しないと入札が無効になります。

※住民票・資格証明書は、入札する日において発行後3か月を超えるものを提出した場合、入札が無効となります。

※記載に不備があった場合、入札が無効になることがあります。

【入札方法に関する問合せ】

東京地方裁判所民事第21部（民事執行センター）執行官室不動産部

☎03-5721-6395

## 期間入札の公告

令和 8年 5月 1日

東京地方裁判所民事第21部

裁判所書記官 相田 亜由子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

## 記

入札期間	令和 8年 5月 21日 午前 9時00分から 令和 8年 5月 28日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 6月 3日 午前 9時30分 場 所 東京地方裁判所民事執行センター売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 6月 11日 午前 11時00分 場 所 東京地方裁判所民事第21部
特別売却 実施期間	令和 8年 6月 4日 午前 9時20分から 令和 8年 6月 8日 午後 5時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 5月 1日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



## 物 件 目 録

1 所 在 世田谷区上用賀三丁目

地 番 245番5

地 目 宅地

地 積 164.85平方メートル

共有者 A 持分3264269080分の676473818  
共有者 B 持分3264269080分の676473818  
共有者 C 持分3264269080分の676473818  
共有者 D 持分3264269080分の558373808  
共有者 E 持分3264269080分の676473818

2 所 在 世田谷区上用賀三丁目245番地5

家屋 番号 245番5の1

種 類 共同住宅

構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建

床 面 積 1階 80.97平方メートル  
2階 80.97平方メートル

共有者 A 持分163213454分の35004691  
共有者 B 持分163213454分の35004691  
共有者 C 持分163213454分の35004691  
共有者 D 持分163213454分の23194690  
共有者 E 持分163213454分の35004691



## 物件明細書

令和 8年 4月10日

東京地方裁判所民事第21部

裁判所書記官 相田 亜由子

---

---

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

---

---

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

---

---

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

---

---

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件共有者らが占有している。

---

---

5 その他買受けの参考となる事項

なし

### 《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、執行裁判所の裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。このほか、BITシステムのお知らせメニューにも掲載されています。

## 物 件 目 録

1 所 在 世田谷区上用賀三丁目

地 番 245番5

地 目 宅地

地 積 164.85平方メートル

共有者 A 持分3264269080分の676473818  
共有者 B 持分3264269080分の676473818  
共有者 C 持分3264269080分の676473818  
共有者 D 持分3264269080分の558373808  
共有者 E 持分3264269080分の676473818

2 所 在 世田谷区上用賀三丁目245番地5

家屋 番号 245番5の1

種 類 共同住宅

構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建

床 面 積 1階 80.97平方メートル  
2階 80.97平方メートル

共有者 A 持分163213454分の35004691  
共有者 B 持分163213454分の35004691  
共有者 C 持分163213454分の35004691  
共有者 D 持分163213454分の23194690  
共有者 E 持分163213454分の35004691



令和7年(ケ)第439号  
令和8年2月5日受理  
令和8年3月18日提出  
(評価人：石原伸彦)

# 現況調査報告書

東京地方裁判所

執行官 中野真英

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 世田谷区上用賀三丁目  
地 番 245番5  
地 目 宅地  
地 積 164.85平方メートル
- 共有者 A 持分3264269080分の676473818  
共有者 B 持分3264269080分の676473818  
共有者 C 持分3264269080分の676473818  
共有者 D 持分3264269080分の558373808  
共有者 E 持分3264269080分の676473818
- 2 所 在 世田谷区上用賀三丁目245番地5  
家屋 番号 245番5の1  
種 類 共同住宅  
構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建  
床 面 積 1階 80.97平方メートル  
2階 80.97平方メートル



物 件 目 録

共有者 A 持分 $163213454$ 分の $35004691$   
共有者 B 持分 $163213454$ 分の $35004691$   
共有者 C 持分 $163213454$ 分の $35004691$   
共有者 D 持分 $163213454$ 分の $23194690$   
共有者 E 持分 $163213454$ 分の $35004691$



不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	東京都世田谷区上用賀三丁目10番6号
土地	物件1
現況地目	<input checked="" type="checkbox"/> 宅地(物件1) <input type="checkbox"/> 公衆用道路(物件 ) <input type="checkbox"/> (物件 )
形状	<input type="checkbox"/> 公図のとおり <input type="checkbox"/> 地積測量図のとおり <input type="checkbox"/> 建物図面(各階平面図)のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり <input type="checkbox"/>
占有者及び占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 土地共有者ら <input type="checkbox"/> その他の者 上記の者らが本件土地上に下記建物を共有し、占有している <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり
下記以外の建物(目的外建物)	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)
その他の事項	
建物	物件2
種類・構造及び床面積の概略	<input checked="" type="checkbox"/> 公簿上の記載とほぼ同一である <input type="checkbox"/> 公簿上の記載と次の点が異なる( <input type="checkbox"/> 主たる建物 <input type="checkbox"/> 附属建物) <input type="checkbox"/> 種類: <input type="checkbox"/> 構造: <input type="checkbox"/> 床面積:
物件目録にない附属建物	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある 種類: 構造: 床面積:
占有者及び占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 建物共有者ら <input type="checkbox"/> その他の者 上記の者らが本建物を共同住宅(全戸空室)として使用している <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり
上記以外の敷地(目的外土地)	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)
その他の事項	
執行官保管の仮処分	<input checked="" type="checkbox"/> ない 地方裁判所 支部 令和 年( )第 号 <input type="checkbox"/> ある 保管開始日 令和 年 月 日
土地建物の位置関係	<input type="checkbox"/> 建物図面(各階平面図)のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所記載のとおり

関係人の陳述等

陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■E (共有者)	<p>1. 本件建物（共同住宅）は、現在、全戸空室で、第三者に使用させる予定等はありません。また、各室の鍵は私が保管していますが、私を含め共有者のうち特定の者のみが本件建物を使用しているということはありません。</p> <p>2. 本件建物は、全体的に経年による劣化は見られますが、大きな不具合はないと思います。</p> <p>(令和8年3月4日面接聴取)</p>

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所記載のとおり

## 執行官の意見

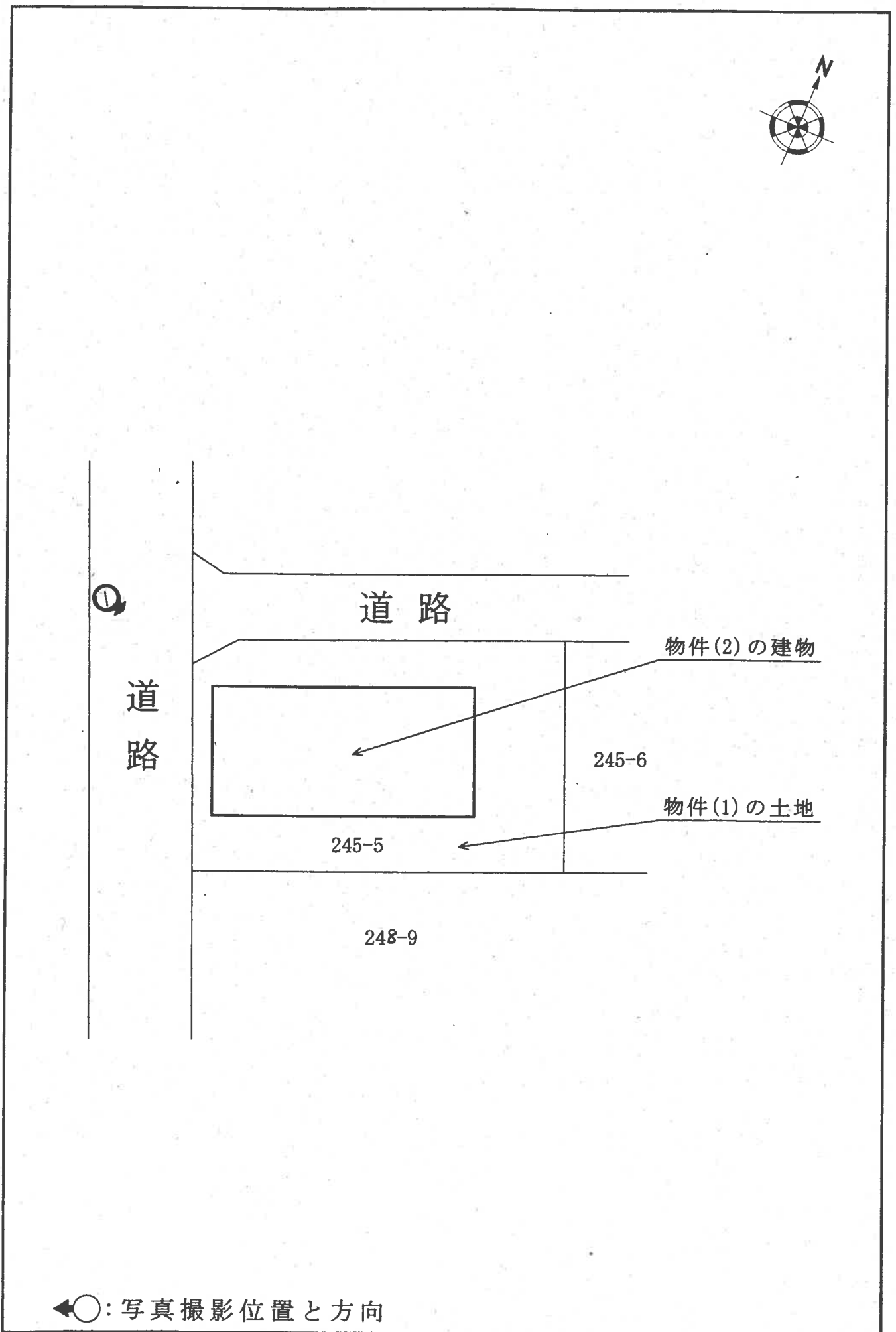
1. 本件土地建物の位置関係及び形状等は、土地建物位置関係図、建物間取図及び添付写真のとおりである。
2. 物件1の土地（本件土地）上に物件2の建物（本件建物）が建てられていて、本件土地は、本件建物の敷地として使用されていた。
3. 本件建物は、1階に4室、2階に4室の計8室からなる共同住宅であるところ、いずれも空室の状態であり、共有者ら以外の第三者による占有をうかがわせる徴表は見受けられなかった。その他本件建物の占有状況については、共有者Eから「関係人の陳述等」欄記載の要旨を聴取した。  
以上のことから、本件建物は、共有者らが共同住宅（全戸空室）として共同して占有していると認められた。
4. 本件土地南東側に物置があったが、本件土地との間に定着性はなく、動産と認めた。

以上

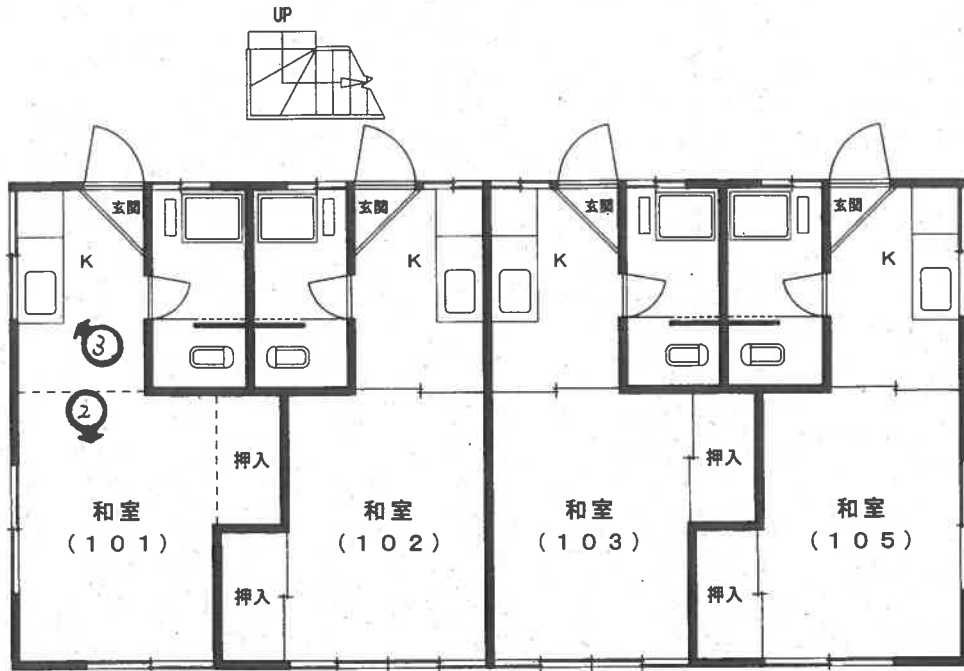
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調査の場所等	調 査 の 方 法 等
令和8年2月24日 14:26-14:36	物件所在地	<input checked="" type="checkbox"/> 物件確認 <input checked="" type="checkbox"/> 物件調査 <input checked="" type="checkbox"/> 占有調査 <input checked="" type="checkbox"/> 写真撮影 <input type="checkbox"/> 図面作成 <input type="checkbox"/> 評価人同行 <input type="checkbox"/> 占有者等から面接聴取
令和8年3月4日 14:45-15:08	物件所在地	<input checked="" type="checkbox"/> 物件確認 <input checked="" type="checkbox"/> 物件調査(立入調査) <input checked="" type="checkbox"/> 占有調査 <input checked="" type="checkbox"/> 写真撮影 <input checked="" type="checkbox"/> 図面作成 <input checked="" type="checkbox"/> 評価人同行 <input checked="" type="checkbox"/> 共有者Eから面接聴取
(特記事項) <input checked="" type="checkbox"/> 令和8年3月4日 目的物件が不在で施錠されている場合に備えて、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。  <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。  <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。  <input type="checkbox"/>		

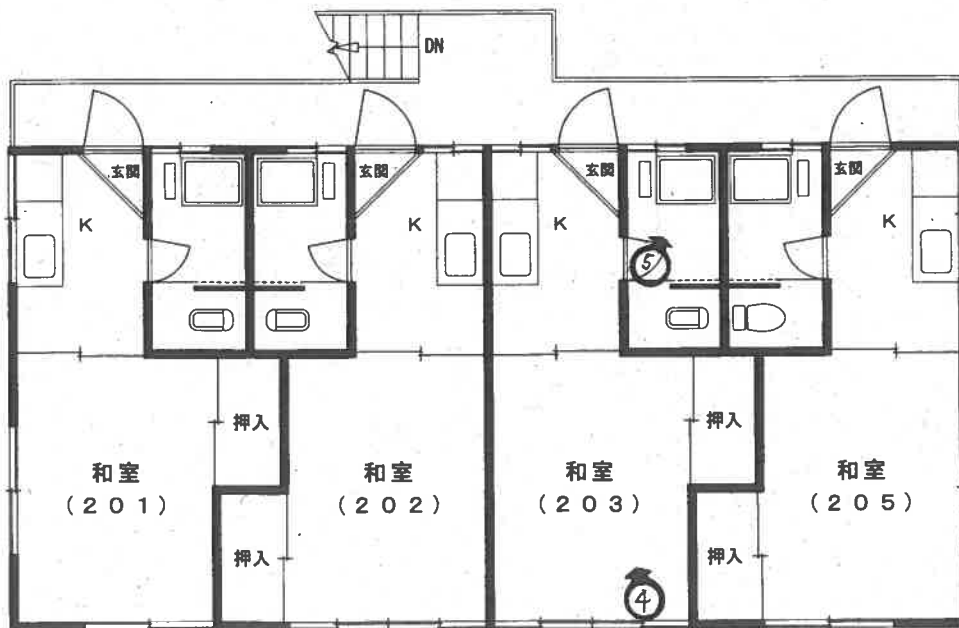
(注) チェック項目中の調査結果は、「」の箇所記載のとおり



←○: 写真撮影位置と方向



1 階



2 階

←○: 写真撮影位置と方向

1



2



3



4



5



令和7年(ケ)第439号  
令和8年3月4日現地調査  
令和8年4月3日評価

東京地方裁判所 御中

# 評 価 書

評価人 石原伸彦

## 第1 評価額

一 括 価 格	
金 110,400,000円	
内 訳 価 格	
物件1 (土地)	金 98,020,000円
物件2 (建物)	金 12,380,000円

- 1 一括価格は、物件1及び2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

## 第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。  
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

### 第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	3頁物件目録記載のとおり		
2	3・4頁物件目録記載のとおり		住居表示：世田谷区上用賀3丁目10番6号
番号	特記事項		
	なし		

\*現況欄に記載のない事項については、登記記録とほぼ同じである。

物 件 目 録

1 所 在 世田谷区上用賀三丁目

地 番 245番5

地 目 宅地

地 積 164.85平方メートル

共有者 A 持分3264269080分の676473818  
共有者 B 持分3264269080分の676473818  
共有者 C 持分3264269080分の676473818  
共有者 D 持分3264269080分の558373808  
共有者 E 持分3264269080分の676473818

2 所 在 世田谷区上用賀三丁目245番地5

家屋 番号 245番5の1

種 類 共同住宅

構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建

床 面 積 1階 80.97平方メートル  
2階 80.97平方メートル

物 件 目 録

共有者 A 持分163213454分の35004691  
共有者 B 持分163213454分の35004691  
共有者 C 持分163213454分の35004691  
共有者 D 持分163213454分の23194690  
共有者 E 持分163213454分の35004691

## 第4 目的物件の位置・環境等

### 1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	東急田園都市線「用賀」駅の北方約750m（道路距離、徒歩約9分）、世田谷区上用賀3丁目10番街区に位置する（附属資料「位置図」参照）。	
付近の状況	中・小規模の一般住宅が建ち並ぶほか、低層のアパートやテニスクラブもみられる住宅地域。	
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建蔽率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化区域 第一種低層住居専用地域 50%（指定） 100%（指定） 準防火地域 第一種高度地区、建築物の高さの限度10m、敷地規模の最低限度80㎡、緑化地域、宅地造成等工事規制区域、日影規制（4時間・2.5時間、1.5m）
画地条件	地積形状 間口・奥行 地勢 その他	164.85㎡ ほぼ長方形 西側間口約11.5m、奥行約14.5m ほぼ平坦 特になし
接面道路の状況等	西側で現況幅員約6.0～6.1mの舗装区道（建築基準法第42条1項1号に該当）にほぼ等高に、北側で現況幅員約3.9mの舗装区道（建築基準法第42条1項1号かつ第42条1項5号（指定幅員4.0m）に該当）にほぼ等高に接面する角地。	
土地の利用状況等	物件2の建物の敷地として利用されている。建物の配置は附属資料「建物図面・各階平面図写」のとおり。なお、1台分の駐車スペースが設けられているほか、敷地内南東側に物置（動産）がある。	
供給処理施設	上水道 都市ガス 下水道	あり あり あり（汚水先行分流区域） ※供給処理施設における「あり」とは、前面道路に該当施設の本管（以下、施設管という）が通っていることをいう。 「なし」とは、同様に、施設管が通っていないことをいう。 「不明」とは、前面道路に施設管が通っているか否かが確認できない場合をいう。
特記事項	なし	

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物	
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載) 経 過 年 数 経済的残存耐用年数	昭和48年2月25日新築 約53年 ほぼ満了している。
仕 様	構 造 外 壁 内 壁 天 井 床 設 備 そ の 他	木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 吹付タイル等 ビニールクロス, 砂壁等 ビニールクロス, 合板等 フローリング, ビニール床シート, 畳等 キッチン, 浴室(バランス釜), トイレ(和式, 205号室のみ洋式)等 特になし
床面積(現況)	1階 80.97 m <sup>2</sup> 2階 80.97 m <sup>2</sup> 延 161.94 m <sup>2</sup>	
現況用途等	現況用途 間 取 り	共同住宅 1K×8戸
品 等	劣る	
保守管理の状態	劣る(特記事項参照)	
建物の利用状況	建物共有者らが占有し, 共同住宅(全戸空室)として使用している。	

<p>特 記 事 項</p>	<p>&lt;建築確認等について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・世田谷区発行の記載事項証明書によれば、本件建物は建築確認を受けているが、検査済証は交付されていない。</li> </ul> <p>&lt;保守管理の状態について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物共有者によれば、平成 28 年に最後の入居者が退去して以降は、全戸空室の状態とのことである。</li> <li>・内装、設備ともに老朽化（205 号室のキッチンとトイレは経年劣化）している。</li> <li>・101 号室は、キッチンの床が損傷している。また、トイレの床面がガムテープで補修されているほか、浴室の天井・内壁の塗装の剥がれが目立っている。</li> <li>・103, 202, 203 号室のキッチンは、ひどく汚れている。</li> <li>・101, 102, 202 号室の浴槽は、汚れが目立っている。</li> <li>・202 号室のトイレは、汚れが目立っている。</li> <li>・外階段、外廊下の鉄部は、塗装の剥がれが目立ち錆びについている。</li> </ul>
----------------	--

## 第5 評価額算出の過程

### 1 基礎となる価格

#### ① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	更地価格		地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) オ
	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ			
1	828,000	× 1.05	× 164.85	× 0.95	= 136,150,000

総額(円)については、万円未満四捨五入とした（以下同じ）。

ア 標準画地価格：下記規準価格を中心に、その他の価格資料等を斟酌して地域の標準画地の価格を求めた。なお、標準画地は、近隣地域において、土地の概況（形状、間口、奥行、規模等）が標準的な中間画地を想定した。

地価公示 世田谷－99

$$\begin{aligned} & \text{(公示価格等)} \quad \text{(時点修正)} \quad \text{(標準化補正)} \quad \text{(地域格差)} \quad \text{(規準価格)} \\ & 841,000 \text{ 円/㎡} \times 102.4/100 \times 100/100 \times 100/104 = 828,000 \text{ 円/㎡} \\ & \hspace{15em} \text{(上三桁未満四捨五入)} \end{aligned}$$

時点修正：令和8年1月1日から評価日までの推定地価変動率である。

標準化補正：地価公示地は標準的画地であり、補正の必要なし。

地域格差：地価公示地の所在地域は対象地域に比べ、交通・接近条件でやや劣るが、行政的条件で優り、総合的に優ると判定した。

イ 個別格差：増価要因として角地であることを考慮し、+5%（1.05）と判定した。

ウ 地積：登記数量による。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮して判定した。

② 物件 2 (建物)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現 価 率 ウ	建物価格 (円) エ
2	229,000	× 161.94	× 0.05	= 1,850,000

ア 再調達原価：対象建物の現状の使用資材、施工の程度等を観察し、その仕様の標準的な原価を採用した。

イ 現況延床面積：登記数量による。

ウ 現価率：経済的耐用年数をほぼ満了しているが、建物の状態等を考慮して、現価率を5%と判定した。

## 2 評価額の判定

前記1により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を決定した。

### ① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格(円)	土地利用権等割合		土地利用権等価格(円)
	ア	イ		ウ
1	136,150,000	× 0.10	場所的利益	= 13,620,000

ア 建付地価格：前記1①オ

イ 土地利用権等割合：売却により法定地上権が成立しないが、場所的利益（収去されない利益）が認められる。場所的利益の価値割合は、法的な保護が期待できるか否か並びに建物の性質等を総合的に勘案して判定した。

### ② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる 価格(円)	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円)	占有減 価修正	市場性 修正	競売市場 修正	評価額 (円)
	ア	イ	ウ	エ	オ	
1	(136,150,000)	- 13,620,000)		×1.0	×0.8	= 98,020,000
2	(1,850,000)	+ 13,620,000)	×1.00	×1.0	×0.8	= 12,380,000
一括価格（合計）						110,400,000

ア 基礎となる価格：前記1

イ 土地利用権等価格：前記2①ウ

ウ 占有減価修正：必要なし。

エ 市場性修正：必要なし。

オ 競売市場修正：「第2評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した修正を行った。

## 第6 参考価格資料

地価公示価格（世田谷－99）

所 在：世田谷区上用賀1丁目14番17 「上用賀1-14-6」

価 格：841,000円／㎡

位 置：東急田園都市線「用賀」駅の北方道路距離約850mに位置する。

価 格 時 点：令和8年1月1日

地 積：240㎡

供給処理施設：水道，ガス，下水

接 面 街 路：西側6.0m区道

用途指定等：第一種中高層住居専用地域（建蔽率60%，容積率200%），  
準防火地域

地域の概要：中規模，小規模住宅が建ち並ぶ住宅地域

## 第7 附属資料

位置図

公図写

地積測量図写

建物図面・各階平面図写

以 上

令和8年4月3日

評価人 不動産鑑定士

石原伸彦



位置図

N

4

縮尺 1:8,000

目的物件

地価公示地

最寄駅

1-9  
34-5



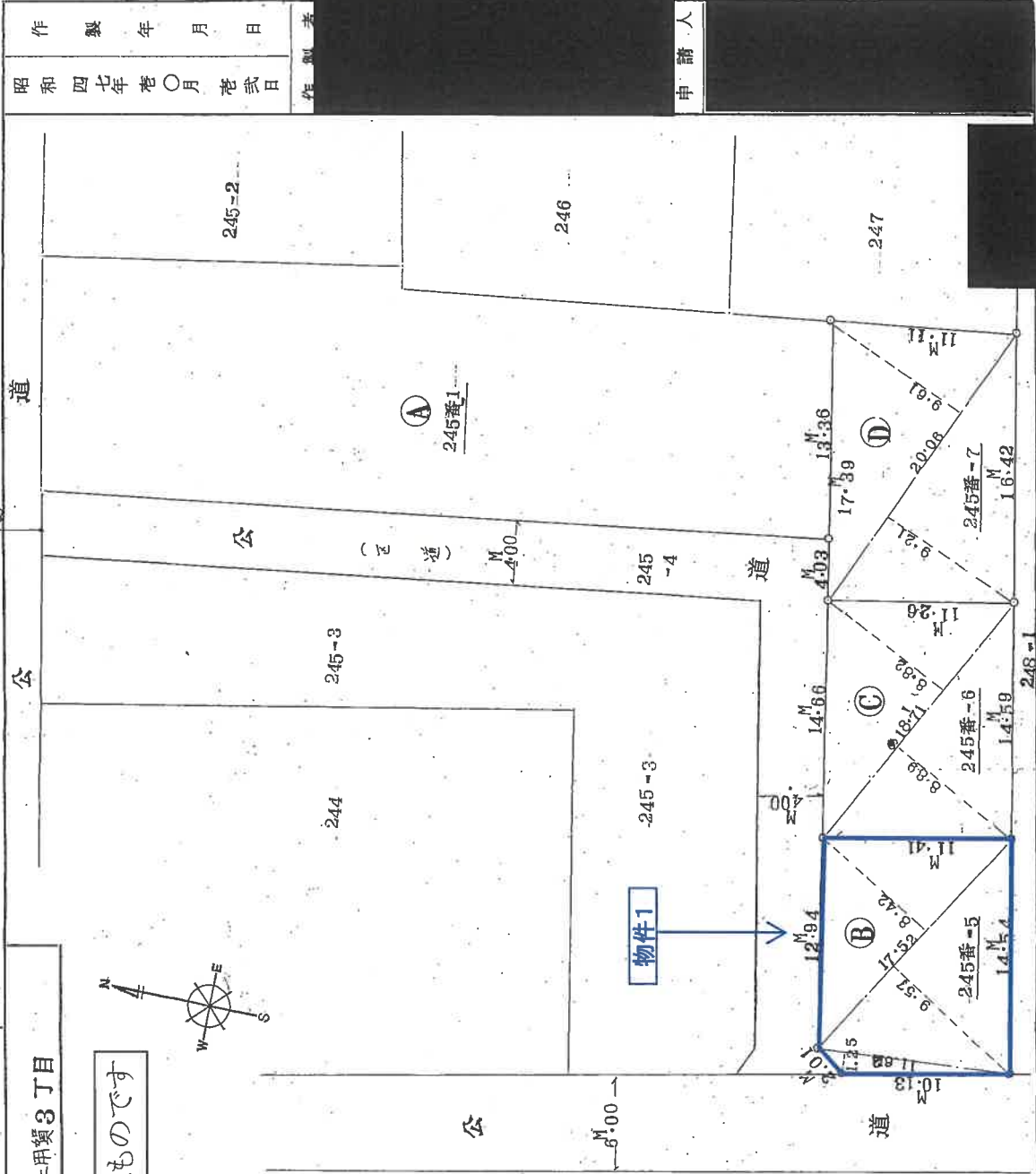
地番  
区域  
上用賀 3 丁

登記年月日：昭和47年10月17日

前 245-5-1

地番	245-5. 245-6. 245-7.
土地の所在	東京都世田谷区上甲斐3丁目

この図面はA3版をA4版に縮小したものです



昭和四七年○月○日  
作製年月日

作製者  
[Redacted]

申請人  
[Redacted]

47.10.17

**物件1**

④ 245番-5 地積及び求積の方法	
三斜算式	地積
底辺×高さ×倍	M <sup>2</sup>
17.52 × 8.42 × 147.5184	164.85
17.52 × 9.57 × 167.6664	
11.62 × 1.25 × 14.5250	
合計	329.7098
1/2	164.8549

⑤ 245番-6 地積及び求積の方法	
三斜算式	地積
底辺×高さ×倍	M <sup>2</sup>
18.71 × 8.82 × 165.0222	165.67
18.71 × 8.89 × 166.3319	
合計	331.3541
1/2	165.6770

⑥ 245番-7 地積及び求積の方法	
三斜算式	地積
底辺×高さ×倍	M <sup>2</sup>
20.08 × 9.61 × 192.7766	188.76
20.08 × 8.21 × 184.7528	
合計	377.5292
1/2	188.7646

⑦ 245番-1 (地積)	
1229.7500 - (164.8549 + 165.6770 + 188.7646)	
= 710.4535	

(東京土地家屋調査士会 用紙) 601542

縮尺 1/300

登記年月日：昭和48年9月22日

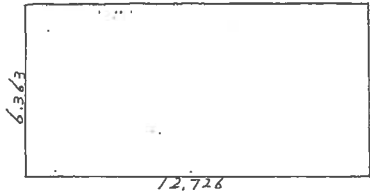
建物各階平面図

家屋番号

245-5-1

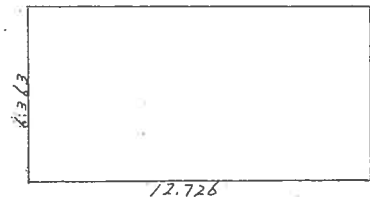
建物の所在

在田舎巴上町第3丁目245-5



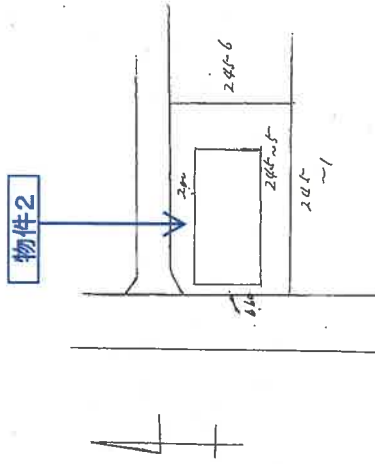
2階仕様

$6.363 \times 12.726 = 80.9755m^2$



1階仕様

$6.363 \times 12.726 = 80.9755m^2$



この図面はA3版をA4版に縮小したものです

106820

縮尺 1/200

(全国土地家屋調査士用紙)

473.28

縮尺 1/500

作製年月日  
昭和48年9月22日

作製者

申請人